

玄米及び精米品質表示基準の見直しに係る調査結果の概要について

平成 24 年 2 月 20 日

消費者庁食品表示課

消費者庁では、平成22年10月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、意見募集を行った。

この結果、平成23年7月1日に玄米及び精米品質表示基準を、農産物検査法の有無にかかわらず都道府県名等の表示ができるよう改正した。また、この意見募集において、提出された意見を踏まえ、品種・産年及び「ふるい下米」の表示のあり方等について、引き続き調査を進めることとした。

このため、市販品の実態調査、集荷場所における実態調査及び精米工場等の実態調査も行い、その結果を踏まえ関係者からヒアリングを実施したので、概要をご報告する。

1 砕粒等に関する市販品（低価格の精米）実態調査の結果について

小売店等から一般販売価格と比較し低い価格で販売されている精米200点を購入し、砕粒等の測定と表示実態を調査した。

砕粒について10%を超える精米が12点（6.0%）あり、うち15%を超える精米が3点（1.5%）あった。

2 集荷場所（カントリーエレベーター）における実態調査

カントリーエレベーター（大規模乾燥調整貯蔵施設）における集荷時の品種・産年等の確認、分別管理及び農産物検査の状況を調査した。

調査したカントリーエレベーターでは、集荷時において、農家ごとに品種・産年を複数の書類で確認し、分別保管・流通していた。また、集荷場所から出荷する際の農産物検査においては、品種・産年を農家からの提出書類とともに目視で確認し、証明を行っていた。

3 精米工場における分別管理実態調査

調査した精米工場では、産地・品種・産年を原料入荷時に伝票と現物（農産物検査証明書）を確認のうえ、玄米の品質検査を実施していた。

原料玄米は、紙袋・フレキシブルコンテナにある農産物検査証明の内容を目視で確認の上、投入していた。調査した精米工場では、原料玄米の投入段階以降で、玄米及び精米などを混入する工程はなかった。

また、原料切替え時において、異なる原料玄米が混入しないよう、装置の清

掃等で防止をしていた。

4 関係者からの産地・品種・産年及び砕粒等(ふるい下米を含む)に関するヒアリング

2及び3の現地調査事業者、米穀関係団体、消費者団体及び登録検査機関において、品種・産年表示、複数原料米の都道府県等産地表示の義務化、砕粒(ふるい下米を含む)表示の義務化等に関して、ヒアリングを行った。

農産物検査法によらない品種・産年表示については、米穀事業者、米穀関係団体及び登録検査機関からは、農産物検査の証明に代わるものがあれば、それでも問題ない、農産物検査に基づく検査証明が基本であるなど、農産物検査の証明を前提とする表示の根拠は必要との意見があった。消費者団体からは、農産物検査法をJAS表示の根拠とすることは不相当との意見があった。

複数原料米の都道府県等産地表示については、米穀事業者、米穀関係団体及び登録検査機関は、義務化に慎重な意見が多かった。一方、消費者団体からは、全ての玄米及び精米に、農産物検査に関わらず都道府県等の産地・品種・産年を義務付けるよう意見があった。

砕粒等(ふるい下米を含む)表示については、消費者団体及び登録検査機関からは、消費者に正しい情報を伝達しないことが問題である、農産物検査を受検していないふるい下米を使用した場合には、その旨及びその使用率を表示すべき等の意見、米穀関係団体からもその商品の品位が一定に達しない場合は表示を義務化する等の義務化を推進する意見があった。一方、米穀事業者からは表示を義務化することについて、慎重な意見が多かった。

※「砕粒」・・・もみ摺りし、またはとう精等の際に砕けた米の粒。なお、精米の場合は、別添資料2の参考資料のとおり定義がある。

※「ふるい下米」・・・玄米を調整する際に、ふるい目から下に落ちた米。なお、品種や販売戦略等によりふるい目の大きさが異なることから、明確な定義はない。

参考：改正作業のこれまでの経緯

- 1 平成22年6月18日 規制・制度改革に係る対処方針（閣議決定）
- 2 平成22年10月4日 第4回消費者委員会食品表示部会において、当該品質表示基準の見直し開始について説明
- 3 平成22年10月6日 品種、産年等当該品質表示基準の改正に関し任意の意見募集を開始（11月4日まで）
- 4 平成22年12月13日 第6回消費者委員会食品表示部会において、意見募集の結果を報告。まずは農産物検査の有無にかかわらず都道府県名等の表示ができるよう当該品質表示基準を改正することを部会で了解を得て、改正を進める（平成23年7月1日改正・施行）
- 5 平成23年11月29日 第14回食品表示部会において、進捗状況と今後の進め方を説明し、実態調査の結果を年度末までに報告することの了解を得る
- 6 平成24年1月31日 砕粒等に関する市販品（低価格の精米）の実態調査終了
- 7 平成24年2月8日 集荷場所及び精米工場等の実態調査、現地調査事業者、米穀関係団体、消費者団体及び登録検査機関からのヒアリング終了
- 8 平成24年2月20日 第16回消費者委員会食品表示部会 調査結果報告